

# 平塚市 消費生活センター からのお・し・ら・せ

契約の前には一度  
も（お）ちついて！

『もちつけおじさんのつぶやき』  
をツイッターでチェック！  
アカウント名  
平塚市消費生活センター  
（もちつけおじさん）



## クーリング・オフは8日間 週に1度は家族の様子をチェック

訪問販売や電話勧誘販売などの契約について、**無条件で解除**できるクーリング・オフ制度は契約から**8日間**（マルチ商法など一部の契約については20日間）の内に相手に意思を伝えることで効果を発揮します。ご両親やお子様など、離れて暮らすご家族に週に1度は変わったことがないか確認しましょう。

### 8日を過ぎてしまったら…

- ・8日（一部20日）を過ぎても契約書面が交付されていなかったり、書面に不備がある場合はクーリング・オフが可能です。
- ・適切になされた契約の場合は事業者と交渉し、解約することになります。解約料などに納得できない場合は早めに消費生活センターにご相談ください。

### 勘違いしていませんか？

- ・通信販売、店舗購入はクーリング・オフの対象外。返品できるかはお店によるので購入は慎重に。

お買い物など契約で困ったら  
平塚市消費生活センターへ  
（市役所本館1階105番窓口）

相談  
受付

・月～金 9時30分～16時00分  
・電話：局番なし 188 or 0463-21-7530